配置予定の主任技術者及び管理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるが、その旨を明示することができる資料について、**健康保険被保険者証は確認書類として認めない。**

簡易公募型に準じたプロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和８年９月２５日
分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長　　高橋　涼

１．業務概要
（１）業 務 名　令和８年度熱帯ドリームセンター基本計画検討等業務
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
（２）業務の目的
本業務は、熱帯ドリームセンターを中心とした熱帯・亜熱帯環境ゾーンの再整備に向け、展示内容・動線等を検討するとともに、緑地管理方針、パークゴルフ場整備、管理温室再整備の基本計画を策定し、運営・活用方策を検討するものである。
（３）業務内容
主な業務内容は以下のとおりである。
１）計画準備
２）資料収集
３）熱帯ドリームセンター等再整備基本計画検討
４）緑地再整備計画及び管理方針検討
５）熱帯亜熱帯環境ゾーン施設配置計画検討
６）パークゴルフ場整備基本計画検討
７）管理温室再整備基本計画検討
８）アドバイザー会議の開催と運営
９）報告書作成
本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
「熱帯亜熱帯環境ゾーン再整備計画を踏まえ、熱帯ドリームセンター等における来園者が楽しみながら学ぶことのできる展示内容の検討にあたっての留意事項」
（４）履行期間　契約締結の翌日　～　令和９年１１月３０日

（５）本業務は資料の提出等を原則として電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

（６）本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

（７）本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する技術者（以下、「管理補助技術者」という。）を配置することができる試行業務である。

（８）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対してプロポーザル方式における加点を行う行務である。

（９）本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年１２月１０日付府開技術第 107 号、府開港建第 76 号、府開空整第 46 号、府開営繕第 85 号）の試行業務である。

（１０）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

２．参加資格

技術提案書の提出者は、（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

（１）単体企業

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

② 沖縄総合事務局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている（又は申請中である）こと。
なお、申請中の場合は確認できる資料を添付すること。

③ 参加表明書の提出期限日から技術提案書特定の日までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「令和８年度公園事務所関係資料整理業務（受託者：一般社団法人沖縄しまたて協会）」の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む）において関連がない者であること。

（２）設計共同体

① ２．（１）に揚げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年９月２５日）付け沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から令和８年度熱帯ドリームセンター基本計画検討等業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

② 各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

③ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

３．技術提案書の提出者を選定するための基準

（１）専門分野別の技術部門登録の状況

（２）同種又は類似業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無

（３）配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、地域精通度、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無、手持ち業務の状況、業務実施体制

４．技術提案書を特定するための評価基準

（１）予定技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、地域精通度、担当した業務の技術者評定点、優秀技術者表彰経験の有無

（２）業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

（３）評価テーマに対する技術提案

（４）ワーク･ライフ･バランス等の推進

（５）見積の妥当性

５．手続等

（１）担当部局

〒９０５－０２０６　沖縄県国頭郡本部町字石川４２４番地

沖縄総合事務局　国営沖縄記念公園事務所　総務課　総務係

ＴＥＬ　０９８０－４８－３１４０（内線２１２）

（２）業務説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：令和８年９月２５日（金）から令和８年１０月３０日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

交付場所：原則として電子入札システムにより交付する。
やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を上記（１）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記（１）にその旨連絡すること。持参による場合は、上記（１）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記（１）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

（３）参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法

①提出期限：令和８年１０月５日（月）１２時００分（必着）

②提出先：上記（１）に同じ

③提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。

（４）技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

①提出期限：令和８年１１月２日（月）１２時００分（必着）

②提出先：上記（１）に同じ

③提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。

（５）技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：令和８年１１月２０日（金）

６．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金　免除。

（３）契約書作成の要否　要。

（４）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

（５）関連情報を入手するための照会窓口　上記５．（１）に同じ。

（６）上記２．（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は上記２．（２）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記５．（３）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、当該資格の認定機関側（沖縄総合事務局）の都合により、当該資格認定日が技術提案書の提出の時よりも後となる場合は、契約締結までに認定を受けるものとする。

（７）同一の企業が、単体、特定 JV 又は経常 JV のうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めないものとする。

（８）配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。（詳細は業務説明書による。）

（９）詳細は業務説明書による。